年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年9月3日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　2件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　2件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　2件

国 民 年 金 関 係　　1件

厚生年金保険関係　　1件

（3）年金記録の訂正請求を却下としたもの　　0件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　0件

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600229 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600048 号

第１　結論

請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成７年９月 30 日から同年 10 月１日に訂正し、同年９月の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

平成７年９月 30 日から同年 10 月１日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成７年９月 30 日から同年 10 月１日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 47 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成７年９月 30 日から同年 10 月１日まで

Ａ社から同社の関連会社であるＢ社に転籍した際の、Ａ社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成７年９月 30 日となっており、請求期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、継続して勤務していたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第３　判断の理由

雇用保険の記録、Ａ社の回答及び同社の複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、Ａ社は、オンライン記録によると、請求期間当時において、平成７年９月 30 日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなっているものの、商業登記の記録並びに請求者及び複数の同僚に係る雇用保険の記録により、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のＡ社における平成７年８月の厚生年金保険の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、Ａ社は不明である旨回答しているが、オンライン記録によると、請求期間当時において、同社が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に平成７年９月 30 日付けで適用事業所ではなくなった旨の届出を行ったと認められることから、社会保険事務所は、請求者の同年９月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600302 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600049 号

第１　結論

１　請求者のＡ社における令和４年７月１日の標準賞与額については、21 万 5,000 円を 26 万 5,000 円に訂正することが必要である。

令和４年７月１日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和４年７月１日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求者のＡ社における令和５年 12 月 22 日の標準賞与額を 28 万円に訂正することが必要である。

令和５年 12 月 22 日の標準賞与額については､厚生年金特例法第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和５年 12 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 31 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　令和４年７月１日
②　令和５年 12 月 22 日

厚生年金保険の記録によると、請求期間①については、Ａ社から令和４年７月１日に支払われた賞与に係る標準賞与額の記録が、実際に支給された賞与額と相違していることが分かった。

また、請求期間②については、Ａ社から賞与の支給を受けたにもかかわらず、当該賞与に係る標準賞与額の記録がない。

賞与支払明細書等を提出するので、実際に支給された賞与支払額に基づき、各請求期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間①について、請求者から提出された賞与支払明細書及び預金通帳の写し並びにＡ社の回答により、請求者は、同社からオンライン記録の標準賞与額（21 万 5,000 円）を超える 26 万 5,000 円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を誤った額で年金事務所に提出した旨陳述していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を

履行していないと認められる。

2　請求期間②について、請求者から提出された賞与支払明細書及び預金通帳の写し並びにA社の回答により、請求者は、同社から 28 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第2600274号
厚生局事案番号　：　近畿（国）第2600009号

第１　結論

昭和56年＊月から昭和60年３月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和36年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和56年＊月から昭和60年３月まで

私は、請求期間当時は大学生で、母から昭和56年４月頃に私の国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を納付したと聞いている。

また、今は無くしてしまった当時の年金手帳に、30万円ぐらいの金額が印字された領収書のような用紙が貼付してあったことから、母は、私の大学在学中に請求期間の国民年金保険料を一括して納付してくれたと思うので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、請求期間当時、大学生であった旨陳述しているところ、請求者の母が、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に係る国民年金の任意加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）の払出しを受ける必要があるところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の請求期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所（当時）で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できないことから、請求期間は国民年金の未加入期間であり、請求者の母は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求期間当時、過去の国民年金保険料を一括して納付することができる特例納付制度は既に終了している上、納付可能な過年度保険料と現年度保険料を併せても請求期間の国民年金保険料を一括して納付することはできない。

さらに、請求者が主張する年金手帳に貼付された用紙に印字されていた30万円ぐらいの金額について、当該金額が請求期間の国民年金保険料であることを確認できる資料は見当たらない。

加えて、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを担っていたとする請求者の母は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

また、請求者が請求期間当時居住していたＡ市は、請求者の国民年金の加入に係る資料（被保険者名簿、加入届書の控え等）は記録がないため不明である旨回答している。

このほか、請求者の母が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600245 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600047 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 41 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成４年１月１日から平成５年１月１日まで

請求期間には、派遣されたＢ事業所において、常勤職員として勤務したが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間当時、政府管掌健康保険の健康保険証を交付されていた記憶があるので、当該期間をＡ事業所における厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　判断の理由

Ｂ事業所の回答及び請求者から提出された同窓会名簿から判断すると、請求者は請求期間において、嘱託職員としてＢ事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされているところ、Ａ事業所は、請求期間当時の賃金台帳等が保存年限経過により残っていないため、請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したか不明である旨回答している。

また、請求期間及びその前後の期間にＡ事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得している者に照会したところ、平成５年５月以前に同被保険者資格を取得している回答者の中に医師としてＢ事業所に勤務したと回答又は陳述した者は見当たらない。

さらに、請求者は、Ｂ事業所における自身の前任者及び後任者並びに同僚の氏名を挙げているところ、オンライン記録において、当該氏名を挙げた者のうち前任者及び同僚に係るＡ事業所における厚生年金保険被保険者記録は見当たらない。

加えて、請求期間当時、Ａ事業所が加入していた健康保険組合（Ｃ共済組合）は、請求期間において、請求者は組合員ではなかった旨回答している上、Ａ事業所及びＢ事業所は、請求期間当時において、厚生年金保険に加入していない職員の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。